

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階合同委員会室
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（4名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13			
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（1名）中江彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 使用貸借権の一部消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地一時転用願いの件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

- 議 長 ただ今から8月の定例委員会を開催致します。
本日の出席委員は、農業委員13名中12名出席ですので、総会は成立していることをご報告致します。また、推進委員全員出席されています。
(会長あいさつ)
- 議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についておはかり致しますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。
(異議なしの声有り)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に1番、西川委員さんと、2番、小川委員さんのお二人を指名しますので、よろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名致します。
それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転による移動でございます。

番号1番、申請地、大字秋吉□□番9(田)□□□m²、譲受人、檜原市、□□□□、譲渡人、大字秋吉、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲受人の規模拡大でございます。場所は、調査順序表1番、県道大和高田御所線秋吉交差点より□□に約□□□mのところす。

以上、第1号議案につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含めて、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご意見ご質問がないようですので、採決致します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字 出 □番1(田)□□□m²、

譲受人、大字田井、□□□□、

譲渡人、大字 出、□□□□ 持分1/2、□□□□ 持分1/2

売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、出簡易郵便局より□へ約□□mのところでありす。

番号2番、申請地、大字奥田□番(田) □□□m²、大字奥田□番2(田) □□□m²、大字奥田□番1(田) □□□m²、合計面積 □□□□m²です。

譲受人、御所市、□□ □、

譲渡人、大字秋吉、□□ □、

売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、県道大和高田御所線秋吉交差点より□へ約□□□mのところでありす。

番号3番、申請地は、

大字田井□□□番1(田) □□□□m²、譲渡人 大字田井 □□□□、

大字田井□□□番1(田) □□□□m²、譲渡人 大字田井 □□□□□、

大字田井□□□番1(田) □□□m²、譲渡人 大字田井 □□□□、

大字田井□□□番1(田) □□□□m²、譲渡人 大阪府茨木市 □□□□、

合計面積 □□□□m²です。

譲受人、大字今里川合方、□□□□□、

売買による所有権移転で、露天駐車場及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、大和高田クリーンセンターより□へ約□□□mのところでありす。

番号4番、申請地は、

大字吉井□□番1(田) □□□□m²、譲渡人 大字吉井 □□□□

大字吉井□□番2(田) □□□□m²、譲渡人 大字田井 □□□□

合計面積 □□□□m²です。

譲受人、橿原市 □□□□□□□□、

売買による所有権移転で、一戸建専用住宅(8戸)への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、天満診療所より□へ約□□□mのところでありす。

いずれも、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては、4件の申請でございます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。5条番号1の大字出の□□□□さんの申請です。現況は、畑地で休耕されています。周囲の状況は、北側で東側と西側は宅地 南側は道路です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。出水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われす。

番号2の大字奥田の□□ □さんの申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は農地と宅地 東側と西側は道路 南側は宅地です。

70cm 地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や奥田水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で東側既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われす。

番号3の大字田井の□□□□□さんの申請です。現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側は水路 南側は農地 東側は雑種地 西側は道路です。北側と南側に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で西側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。番号4の大字吉井の□□□□□□□□さんの申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は里道 東側は水路 西側は農地 南側は道路です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や吉井水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

議 長 ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

1番、出の農地区分は、宅地に囲まれ住宅が連たんしていることから第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、金融機関より借り入れし、まかなう計画で、金融機関の住宅ローン審査報告書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後すぐ着工し6ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして適当な面積であると考えます。

2番、奥田の農地区分は、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては許可後よりすぐに着工し約1ヶ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても適当な面積であると考えます。

3番、田井の農地区分は近鉄浮孔駅より約1km内に位置し第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書も添付されており転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し完了まで約3ヶ月見込んでおりますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして適当な面積であると考えます。

4番、大字吉井の申請地の農地区分は、水管、ガス管の埋設された4mの道路に面し、第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書も添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着工し約1ヶ月で完成とのこと

で確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議長 　他にご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページです。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、市と農業委員会が農業者との間に入り、期間を決めて利用権の設定をするもので、期間としては、3年6年10年とあり、貸付期間が終了すれば自動的に返還され、引き続き更新の手続きも簡単であり、従来の小作契約と異なるものでございます。市街化区域の農地は対象とならず、調整区域のみとなっております。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受け、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番1(田)□□□□㎡、大字吉井□□□番(田)□□□□㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、市公告日翌日から令和5年7月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満すものと考えます。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きしますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしとの声あり)

議長 　なしとの声がございましたので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり、承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に、議第4号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書3頁になります。議第4号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、片塩町□□□番1(田) □□□m²

申請人、中三倉堂、□□□□□、

場所は、調査順序表6番、片塩郵便局より□□に約□□□mのところであります。

作付計画は、季節の野菜を栽培し、自家消費されるとのこと。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願ひます。

農地部会長 それでは報告させていただきます。

番号1現況は、畑地で休耕されています。周囲の状況は、北側と東側と西側は宅地南側は道路です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。

出 水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。

番号2現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は農地と宅地 東側と西側は道路 南側は宅地です。70cm 地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や奥田水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で東側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。

番号3現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側は水路 南側は農地 東側は雑種地 西側は道路です。北側と南側に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で西側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。

番号4現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は里道 東側は水路 西側は農地 南側は道路です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や吉井水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、その他1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号その他の1番畑作転換申請については、事務局処理に決定致します。次に議案第4号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号、その他の2番、使用貸借契約の一部消滅について説明致します。

今回の案件は、第3号議案でご説明させていただいた利用権設定の解約です。当該農地を売却するため、現在の契約を解消するものです。

番号1番、解約する農地、大字田井□□□番1(田)□□□□㎡、借受人、□□□□□□、貸出人、大字田井、□□□□、

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長 　ご意見ご質問ないようですので、採決致します。

議第4号、その他の2番、使用貸借契約の一部消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので議第3号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

次に、議第4号、その他3番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字東中□□□番の一部(田)□□□□㎡の内、□□□□㎡です。相続人、東中1丁目、□□□□、被相続人、□□□□、平成26年5月26日、相続による小作権の取得の届出です。

番号2番、所在地、東雲町□□□番1(畑)□□□㎡の内、□□□㎡です。相続人、土庫2丁目、□□□□、被相続人、□□□□、平成25年5月3日、相続による小作権の取得の届出です。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第4号、その他の3番 専決処分の報告について、報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、届出地、東中2丁目□□□番(田)□□□□㎡の内、□□□㎡、願い出人、大字市場、□□□□、届出地所有者、東中1丁目、□□□□、上下水道工事に伴う資材機材置場としての使用で期間は、令和2年7月10日から令和3年3月26日の約6ヶ月です。以上、農地一時転用願いにつきましては1件の通知でございます。

議長 　報告第2号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら、これで8月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓場一郎

署名委員 西川達也

署名委員 小川隆興